

# 2017年度短期大学学則第五章内規

大阪女学院短期大学は、その教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を体系的に開設して、教育課程（カリキュラム）を編成している。したがって学生は、本学の教育目的をよく理解して、それぞれ、自己の学習目的を明確にする必要がある。

カリキュラムが体系的に編成されているということは、その時々様々ニーズにあわせて、目新しい授業科目を開設するということではなく、本学の教育目的が学生一人ひとりの学習目的としてとらえなおされ、その目的が達成されるよう、授業科目がまとまりのある形で開設されているということを意味する。

以下は学則第五章の内規として、教育課程、履修方法および課程修了認定について定めたものである。

## I. 授業科目と授業

### 1. 授業科目の区分

授業科目の区分は次のとおりとする。

(表1)

科目群 共通英語	コア エリア	基幹群
		展開群
		基礎・応用群
	アカデミック エリア	
	プロフェッショナル エリア	
科目群 共通教育	コア エリア	自己探求と文化群
		世界の言語群
		現代の課題群
		情報リテラシー群
	アカデミック エリア	
	プロフェッショナル エリア	
海外等体験科目群		
教職に関する科目群		

英語教育においては、英語運用力に応じ、習熟度別に「Advanced」「Standard」「Foundation」の三つのレベルを設け、それぞれのレベルに応じて共通英語科目の履修科目と履修年次を設定する。

### 2. 履修形態の種類

履修形態の種類は次のとおりとする。

#### 1) 必修科目

- 「必修科目」は、卒業のために必ず履修し単位を修得しなければならない学科目
- 2) 要履修科目  
「要履修科目」は、必ず履修しなければならない学科目。「人権教育講座」などがそれにあたる。
- 3) 履修要件科目  
「履修要件科目」は、初年次教育科目として1年次にのみ履修できる学科目として配置され、必修科目と同様に履修しなければならない学科目。1年次においてこの学科目の評価が不合格となり単位を修得できない場合は、代わりに同授業科目群に指定される学科目の単位を修得しなければならない。
- 4) 選択科目  
「選択科目」は、指定された必修科目以外の科目のことを言い、必修科目と合わせて62単位を履修し単位を修得しなければ卒業できない。ただし、選択科目のうち「卒業要件外科目」と表記されている学科目は、履修し単位を修得しても卒業要件の単位として算入されない。

### 3. 学習期間

単位修得のための学習期間は次のとおりとする。

- 1) 単一学期型
- 2) 複数学学期型
- 3) 集中開講型

### 4. 授業展開の種類

授業展開の種類は次のとおりとする。

- 1) 同一日開講型
  - a. 単一講時開講型
  - b. 連続講時開講型
  - c. 隔週開講型
- 2) 複数日開講型

### 5. 授業方法による区分

1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容により構成することを標準とし、授業の方法によって、必要な授業および授業時間外における学習時間を、下表のとおり設定し、区分する。ただし、1講時を90分とする。

(表2)

授業の方法	当該授業での学習時間	授業時間外での学習時間
講義、演習	15-30時間 (7.5-15講時)	15-30時間
実験、実習、実技	30-45時間 (15-22.5講時)	0-15時間

### 6. 授業時間・休講・補講

授業時間は次のとおりとする。授業は1講時（90分）として開講される。

## 1) 時 限

(表3)

講時	時間帯	講時	時間帯
1時限	9:00-10:30	3時限	13:20-14:50
Chapel Hour	10:40-11:00	4時限	15:00-16:30
2時限	11:10-12:40	5時限	16:40-18:10
Lunch Time	12:40-13:20	6時限	18:20-19:50

## 2) 休 講

すべて掲示板と本学ホームページを通して伝達する。  
休講には、学校行事による場合と、授業担当者の学会出席などやむを得ない理由による場合とがある。

## 3) 補 講

すべて掲示板と本学ホームページを通して伝達する。補講は、授業が休講となった場合、原則として行う。

## 4) 緊急時の取り扱い（臨時休講）（学期末定期試験期間を含む）

学生要覧「臨時休校（気象警報・交通スト等の対応）」による。  
学期末定期試験期間における取り扱いにも、準用する。

## II. 卒業要件・卒業認定

## 1. 卒業要件に関わる授業科目・単位数

本学を卒業するためには、二か年以上在学し、全レベル必修科目44単位（表4：共通英語科目30単位、共通教育科目14単位）に、レベルごとに定める必修科目、要履修科目、履修および選択科目の修得単位（表5～表7）を加え、合計62単位以上を修得しなければならない。

なお、大学コンソーシアム大阪で開講される科目の単位を修得した場合は、所定の手続きを経て本学で修得した単位として認定する。

## 1) 全レベル必修科目

全レベル必修科目および単位の内訳は次のとおりである（表4）。

(表4)

全レベル必修科目	単 位	総単位
1) 共通英語 必修科目		30 単位
[1]Phonetics 1	2	
[1]Phonetics 2	2	
[1]Grammar 1	2	
[1・2]Grammar 2	2	
[1]Integrated Studies 1	4	
[1]Integrated Studies 2	4	
[1]Integrated Studies 3	4	
[1]Integrated Studies 4	4	
[1・2]Writing for Academic Purposes	2	
[2]World News A	2	

[2]World News B	2	
<b>2) 共通教育 必修科目</b>		<b>14 単位</b>
[1]キリスト教学 1 (旧約聖書)	1	
[1]キリスト教学 2 (新約聖書)	1	
[1]自己の発見 I	3	
[1]真 navi 人生・社会	2	
[1]総合キャンパスプログラム演習 I	1	
[1]研究調査法	2	
[1]デジタルネットワーク基礎	1	
[1]身体活動 1	0.5	
[2]身体活動 2	0.5	
[2]OJC ゼミ	2	

[ ]は履修年次

2) Advancedレベルの卒業要件科目および単位の内訳は、次のとおりである(表5)。

(表5)

卒業要件 (Advanced レベル)	単位	総単位
<b>1) 共通英語 必修科目</b>		<b>38 単位</b>
全レベル必修の共通英語科目 (表 4 参照)	(30 単位)	
[2]Multidisciplinary Topic Studies 1	2	
[2]Multidisciplinary Topic Studies 2	2	
[2]Multidisciplinary Topic Studies 3	2	
[2]Multidisciplinary Topic Studies 4	2	
<b>2) 共通教育 必修科目</b>		<b>14 単位</b>
全レベル必修の共通教育科目 (表 4 参照)	(14 単位)	
<b>3) 選択科目</b>		<b>10 単位</b>
上記で修得する授業科目以外から	(10 単位)	
<b>合 計</b>		<b>62 単位</b>

[ ]は履修年次

3) Standardレベルの卒業要件科目および単位の内訳は、次のとおりである(表6)。

(表6)

卒業要件 (Standard レベル)	単位	総単位
<b>1) 共通英語 必修科目</b>		<b>38 単位</b>
全レベル必修の共通英語科目 (表 4 参照)	(30 単位)	
[2]Intensive Topic Studies A	2	
[2]Intensive Topic Studies B	2	
[2]Intensive Topic Studies C	2	
[2]Intensive Topic Studies D	2	
<b>2) 共通教育 必修科目</b>		<b>14 単位</b>
全レベル必修の共通教育科目 (表 4 参照)	(14 単位)	
<b>3) 選択科目</b>		<b>10 単位</b>
上記で修得する授業科目以外から	(10 単位)	
<b>合 計</b>		<b>62 単位</b>

[ ]は履修年次

4) Foundationレベルの卒業要件科目および単位の内訳は、次のとおりである(表7)。

(表7)

卒業要件 (Foundation レベル)	単位	総単位
<b>1) 共通英語 必修科目</b>		<b>42 単位</b>
全レベル必修の共通英語科目 (表 4 参照)	(30 単位)	
[1]Essential Grammar (履修要件科目)	1	
[1]Essential Communication (履修要件科目)	1	
[1]Essential Writing (履修要件科目)	1	
[1]Essential Reading (履修要件科目)	1	
[2]Enhanced Topic Studies 1	4	
[2]Enhanced Topic Studies 2	4	
<b>2) 共通教育 必修科目</b>		<b>14 単位</b>
全レベル必修の共通教育科目 (表 4 参照)	(14 単位)	
<b>3) 選択科目</b>		<b>6 単位</b>
上記で修得する授業科目以外から	(6 単位)	
<b>合 計</b>		<b>62 単位</b>

[ ]は履修年次

## 2. 履修推奨科目

卒業後の進路や興味・関心領域についてのまとまった学習を意図して選択することができるよう、下記の科目群を設定し、履修を推奨する。

### 1) 就職対応科目 (キャリア形成)

- ・ English Strategies-TOEIC
- ・ Business Reading & Writing
- ・ English for Business Communication
- ・ キャリア・スタディ
- ・ データ活用法
- ・ 会計学
- ・ 経営入門
- ・ マーケティング基礎
- ・ 観光英語演習
- ・ キャリア基礎演習
- ・ マナー・プロトコール基礎
- ・ 観光学概論
- ・ 海外 Cabin Attendant (CA) 実習

### 2) 留学・編入学対応科目

- ・ Reading Strategies
- ・ English Strategies-TOEFL
- ・ Advanced Writing
- ・ Advanced Grammar
- ・ 経済学1
- ・ 経済学2
- ・ 社会学1
- ・ 社会学2
- ・ 法学1
- ・ 法学2
- ・ 心理学1
- ・ 心理学2
- ・ 英語学
- ・ 英文学の巨匠
- ・ 米文学の巨匠
- ・ 子どもとことば
- ・ 言語と文化
- ・ 心理言語学
- ・ 論文の書き方
- ・ 国際関係学
- ・ 政治学
- ・ 国際理解入門

### 3) 韓国語トライリンガル科目

- ・ 韓国語特別演習 I -1
- ・ 韓国語特別演習 I -2
- ・ トライリンガル特別演習 1 (韓国語)
- ・ トライリンガル特別演習 2 (韓国語)

- ・ トライリンガル特別演習 3 (韓国語)
  - ・ トライリンガル特別演習 4 (韓国語)
  - ・ Seoul Short Program(SSP)
  - ・ 韓国語実践演習
  - ・ 韓国語で学ぶコリアの歴史
  - ・ 韓国語口語表現演習
  - ・ 韓国語で学ぶコリアの文化
- 4) 児童英語教育関連科目
- ・ 子どもとことば
  - ・ 言語と文化
  - ・ 心理言語学
  - ・ Advanced Writing
  - ・ 児童英語教育特別演習
  - ・ 英語学
  - ・ Advanced Grammar
- 5) 教職課程関連科目
- ・ 教員の職務・責務
  - ・ 発達と心理
  - ・ 英語科教育法
  - ・ 特別教育活動の指導
  - ・ 生徒指導の実際
  - ・ 進路指導の実際
  - ・ 事前事後指導
  - ・ 教育学の世界
  - ・ 教育制度と学校経営
  - ・ 道徳教育の意義と方法
  - ・ 教育方法の研究
  - ・ 教育相談の実際
  - ・ 教育実習
  - ・ 教職実践演習(中)
3. 卒業要件外科目
- 開講する授業科目のうち、卒業要件に算入しないものがある。授業実施要綱「授業科目一覧」の卒業要件欄を参照の上、履修登録を行うこと。
4. 各種テスト
- 授業科目の試験以外に、語学力の測定およびクラス分けのための各種テストを下記のとおり実施する。これらのテストの受験は、履修登録および評価資格の要件とする。また、2年次秋学期末のTOEIC-IPは、卒業の要件とする。
- 1年次入学時 Placement Test, TOEIC-IP
  - 1年次春学期末 TOEIC-IP
  - 1年次秋学期末 TOEIC-IP
  - 2年次春学期末 TOEIC-IP
  - 2年次秋学期末 TOEIC-IP

### Ⅲ. 履修の条件

#### 1. 重複履修について

授業実施要綱「授業科目一覧」に記載する、同一の名称で表記されている授業科目は、習熟度別クラスやレベル、授業担当者あるいは授業実施要綱に記載する内容が異なる場合であっても、学習する領域や到達目標を共有するものであるため、一旦、その授業科目の単位を修得した場合は、再度、履修し単位を修得することはできない。

また、Intensive Topic Studiesの各クラスにおいて、同一テーマ・内容のクラスを履修することは重複履修となり、単位を修得することはできない。

## 2. 履修基準

### 1) 履修基準年度

各授業科目は、その内容や履修の継続性によって、履修できる学年の下限や範囲を指定している。

授業実施要綱「授業科目一覧」に記載する履修基準年度に達しない場合、当該授業科目の履修はできない。評価が不合格になった場合の再履修のために履修基準年度を越えて履修することは可能であるが、異なる年次の授業科目は同一時間帯に開講される可能性があるため、履修選択に大幅な制約が生じ、所定の卒業年限で課程を修了出来ない場合がある。

### 2) レベル別履修基準年度

履修基準年度を指定する一部の共通英語科目については、指定されたレベルによって履修基準年度が異なる。

### 3) 授業の継続性

授業科目名の語尾に「-1」「-2」の記号のつくものは、本来、複数学期にわたる継続的な学習を要するものである。したがって、「-1」を履修せず、「-2」から学習を始める場合は、受講に当たって一層の努力が求められる。

## 3. 履修単位数の制限

1) 各学年次において履修登録できる単位数は以下のとおりとする。なお、春学期に不合格となった単位数を上限として、秋学期に追加登録することができる。ただし、履修基準年度の春学期に不合格となった必修科目を秋学期に追加登録することは出来ない。

- ・1年次 44単位以内
- ・2年次 46単位以内

2) 前項の履修単位制限には、次の授業科目の単位は含まない。

- ・集中開講科目（体験的学習プログラム等）
- ・教職に関する科目
- ・韓国語トライリンガル関連科目
- ・卒業要件外科目

3) 授業科目「World News」は、卒業までに2科目（4単位）を履修しなければならない。

ただし、一つの学期において履修できるのは1科目（2単位）であるので留意すること。

また、Standardレベルの2年次必修科目「Intensive Topic Studies」は、一つの学期において履修できるのは、原則として2科目（4単位）以内である。

## 4. 先修条件

先修条件とは、特定の科目を履修するためには、その前年度または前学期において、指定された科目を修得しておかなければならないことをいう。

学生要覧の履修要項「授業科目一覧」の備考欄の記載を確認の上、履修登録を行うこと。

先修条件の付されている授業科目は次のとおりである。

先修条件が設定されている授業科目		先修条件となる授業科目
(世界の言語) II-1, 2	←	(世界の言語) I-1, 2
トライリンガル特別演習 1, 2	←	韓国語特別演習 I-1, 2
トライリンガル特別演習 3, 4	←	トライリンガル特別演習 1, 2
自己の発見 II	←	自己の発見 I (履修中を含む)
Oral Interpretation	←	Phonetics-1, 2
地域研究沖縄II	←	地域研究沖縄 I
総合キャンパスプログラム演習 II	←	総合キャンパスプログラム演習 I

## 5. 習熟度別履修科目

英語運用力に係る英語習熟度別に編成される全レベルおよび、各レベル必修の共通英語科目の履修クラスは、1年次においては入学後に、2年次においては、1年次秋学期に実施する英語実力テストの結果によって決定する。

各年次の想定英語学力レベルは以下のとおりとする。

なお、配属されたレベル以外のクラスを履修することは、原則としてできない。

### 1) 1年次の想定英語学力レベル

TOEIC	300	500
Foundation	Standard	Advanced

### 2) 2年次の想定英語学力レベル

TOEIC	450	550
Foundation	Standard	Advanced

## 6. 受講資格を必要とする授業科目

以下の授業科目の履修登録に際しては、別に定める審査を受けなければならない。

- ・教育実習
- ・異文化間リサーチ演習
- ・エリア・スタディーズ (国内外)

## 7. 教育職員免許状取得

所属するレベルに拘わらず、教職課程で定める英語運用力等の要件を満たし、且つ、教職課程の申請をし、受理された場合に限り、「教職に関する科目」および「教科に関する科目」の履修が認められ、教育職員免許状(中学校教諭一種)を取得することができる。

ただし、「教職に関する科目」のうち、一部の授業科目以外は卒業に要する64単位に含まない卒業要件外科目とする。

(表8)

授業科目名	単位数	卒業要件 単位
-------	-----	------------



[2]英語科教育法	2	○
[2]教育実習	4	○
[2]教育制度と学校経営	2	×
[2]教育方法の研究	1	×
[2]生徒指導の実際	2	×
[2]進路指導の実際	2	×
[1]特別教育活動の指導	1	×
[2]教育相談の実際	2	×
[2]教職実践演習(中)	2	×
[2]教員の職務・責務	2	×
[2]事前事後指導	1	×
[1]道德教育の意義と方法	1	×
[1]教育学の世界	2	×
[1]発達と心理	1	○

[ ]は履修年次

## IV. 単位の修得

### 1. 試験

- 1) 学期末試験で、試験開始後20分以上遅刻した場合は、試験場への入室場はできない。また、試験開始後20分以上経過しなければ退室退場できない。
- 2) 試験時は学生証を必ず携帯し、試験監督から提示を求められた場合は速やかに、応じなければならない。
- 3) 学期末試験の追試験
  - a. 学期末試験を受けなかった者のうち追試験を希望する者は、あらかじめ掲示する「受験手続き」に関わる指示にしたがって、追試験期間開始前の指定された期日までに「追試験受験願」を提出しなければならない。なお、追試験料は、1科目につき3,000円とする。ただし、同一学期に受験する追試験科目が5科目以上になる場合は15,000円とする。
  - b. 追試験の実施の有無・実施の方法は、事務局から掲示により通知する。担当教員への直接の問い合わせをしてはならない。
  - c. 追試験の得点は20%を減じる。ただし、その結果、当該授業科目の評価が60点に満たない場合は、追試験の得点を減じないで再度評価を行い、最終評価とする。この場合の最終評価は、60点を上限とする。
- 4) 前項に規定する、学期末試験を実施する科目以外の科目の追試験
 

一部の授業科目で平常点としての授業内クイズなどを未受験もしくは欠席した者を対象に、試験期間中に特別に試験を実施する場合がある。受験を希望する者は、あらかじめ掲示する「受験手続き」に関わる指示にしたがって、指定された期日までに所定の「授業内クイズ追試験受験願」を提出しなければならない。

なお、「授業内クイズ追試験」に係る追試験料は不要とする。
- 5) Incomplete System
 

Incomplete Systemとは、単一学期型授業科目であるが、年間を通して継続

した学修を求める授業科目において、春学期の成績が60点に達せず、且つ、50点以上である場合は、この評価を保留し、秋学期の結果によって秋学期末に再評価することができる方式のこと。

- a. 評価を保留した授業科目の春学期の成績は、成績通知書の成績表示欄に「IC」Incomplete（保留）と記載する。
  - b. Incomplete Systemを適用された春学期の成績を、同一科目の同一年度秋学期の成績と平均して60点以上の場合は、春学期の成績を60点とする。なお、平均して得られる値は、小数点以下を四捨五入する。
  - c. Incomplete Systemを適用する授業科目は以下の通りとする。  
Grammar1, Phonetics1, World News1, (世界の言語 I-1/II-1)  
Integrated Studies1, Integrated Studies2  
なお、FoundationレベルのGrammar1に関しては、年度をまたいで履修するため、連続する学期に受講した場合は、この方式の対象とする。
  - d. 秋学期の成績については、Incomplete Systemを適用しない。秋学期の成績が50点以上59点以下で、かつ春学期の成績を加えて平均した成績が60点以上の場合でも、秋学期の評価は合格とはならず、次年度以降に再履修を必要とする。
  - e. 同一年度に春学期、または秋学期のいずれか一方のみを履修する場合は、この制度を適用しない。
- 6) Paper等の提出について、下記のいずれかが確認された場合は、その提出物は評価の対象としない。
- a. 文献の引用を明記せずに掲載すること。
  - b. 他者の製作物、もしくは、その主たる内容を模写すること。
  - c. 他の授業科目において自らが製作し提出したものを、再度、提出すること。
- 7) 学期末試験の筆記試験に代わる提出物は、指定された期限までに事務局に提出しなければならない。期限に遅れた提出物の評価は追試験の取り扱いと同様とし、前項に準ずる。また、評価を受けるためには、前記3)項に示すa.-a)b)の書類を提出しなければならない。
- 8) 不正行為をした場合には、その学期の全成績は零点となり、行為者は学則第51条により懲戒される。
- 9) 当該学期の授業料、単位登録料および諸費の無届未納者は、履修登録、卒業手続の取扱いは行わない。
- 10) 授業科目の試験以外に実施する語学力の測定およびクラス分けのために実施するテスト、在学期間中に実施するテスト、および次年度の履修科目のレベル配当を決定するテスト（Placement Test・TOEIC等）の受験は、当該学期の評価資格および卒業の要件とする。  
また、Placement Testの受験は、次年度の履修登録の要件とする。
- 11) 前項のテストを受けなかった場合の追試験の手続きは前記3)項に準ずる。

## 2. 評価

- 1) 評価方法は次のとおりとする。
  - a. 試験期間中に筆記試験をおこなう科目
  - b. 試験に代わる提出物を課す科目

- c. 平常の学習により評価をおこなう科目
- 2) 評価の表記方法を次のように定める。  
A:100点-80点, B:79点-70点, C:69点-60点, F: 60点未満
- 3) 一部の授業科目については、当該授業科目の欄に修得の可否のみをあらわし、「修得」を「P」, 「不可」を「F」と表記する。また、大学コンソーシアムなど他の高等教育機関で単位の取得をし、本学が卒業要件単位として認定する場合は、「N」と表記する。
- 4) 学則第30条の主旨に従って、必要と認められる授業科目については、授業開講期を越えて、評価を延期させることができる。  
この場合、当該授業科目の評価表記を「継続」の意から「IC」(Incomplete)とする。

### 3. 評価資格

- 1) 授業への出席についての注意点
- 出席の確認は、学生証のカードリーダーによる読み込み、授業担当者への出席カードの提出、または授業担当者による点呼により行う。一旦、担当者が出欠の確認をしたものについては、カウントを変更しない。
  - 遅刻、早退をした場合、その日中に必ず担当者に申し出て確認をとること。評価資格の判定に際しては、次に示す学校保健安全法等による場合を除く「実習や集中プログラム等への参加」「就職・進学活動」「天災」「交通機関の事故」「忌引き」等については、欠席の扱いとする。
  - カードリーダーによる入出記録がなく、出席カードも授業中に提出されない場合は、すべて欠席として取り扱う。
  - 当該の授業を欠席し、カードリーダー入室記録がある不正行為が判明した場合は、その教科の評価資格を失う。
  - 20分を超える遅刻および早退は欠席とみなす。
  - 遅刻と早退の3回をもって1講時分の欠席とみなす。
- 2) 出欠による評価資格の判定
- 各クラスの開講予定時間数の1/3を超えて欠席した場合には、たとえ、学期末試験を受験しても、その評価資格を失い、単位を修得できない。  
また、複数学期開講型の授業科目においても、学期ごとに定められた開講予定時間数の1/3を超えて欠席した場合には評価資格を失い、単位を修得できない。  
なお、開講予定時間数は、休講や補講があった場合も修正はしない。  
また、インフルエンザ等学校保健安全法および同法施行規則に定める疾病の罹患による出校停止については、評価資格判定上の欠席数に算入しない。ただし、欠席回数が開講予定時間数の1/2を超えた場合は、理由の如何を問わず単位を取得することができない。
  - 一部の授業科目において、出席による評価資格を問わない場合がある。
  - 1・2年生全員が履修しなければならない「人権教育講座」に完全出席（無遅刻・無欠席・無早退）し、ふりかえりレポートを提出したのについて1単位を認定する。  
なお、分科会以外のプログラム（オープニング、ふりかえり、クロージング）の遅刻や欠席が、インフルエンザ等学校保健安全法および、同法施行

規則に定める疾病の罹患による出校停止の場合は、上記の定めにかかわらず単位認定できるものとする。ただし、分科会については、いかなる場合も完全出席（無遅刻・無欠席・無早退）しなければ単位を認定しない。

d. 「自己の発見 I」については前項 a. の規定に加えて4分野（教育学，社会学，哲学，心理学）の各開講予定時間数の1/2を超えて欠席した場合には、評価資格を失う。

e. 授業の出欠の確認は、本学ホームページにより各自で行う。

### 3) 学期末試験および追試験欠席による評価資格の判定

学期末試験を課す科目について本試験および追試験のいずれをも欠席した場合は、評価資格を失い、単位を修得できない。

また、学期末試験に代わる提出物の取り扱いについてもこれに準ずる。

## 4. グレードポイント・アベレージ

1) 当該学期あるいは当該年度に履修した授業科目についての評価に対し、グレードポイントを付与する。グレードポイント・アベレージ(以下「GPA」)は次の方法で算出する。

なお、GPAの運用について必要な事項は別に定める。

$$\Sigma ((\text{実数}-50)/10 \times \text{単位数}) / \text{総単位数}$$

(※ 実数：各科目の最終評点<100点満点>)

2) 履修した授業科目が卒業要件外科目である場合においても、実数で評価されたものについてはGPA算出の対象とする。

3) 評価が「Pass」や「Fail」あるいは、「認定」等で評価される科目については、GPA算出の対象としない。

4) 最終評価が「F」あるいは、「評価資格不合格」の科目は、零点としてGPA算出の対象とする。

ただし、次学期以降に再履修（再チャレンジ含む）した場合は、最終的に得点の高いものを当該科目の最終評価としてGPA算出の対象とする。

5) 履修取消期日までに履修を取り消した場合はGPA算出の対象としない。

ただし、必修科目（レベル必修科目含む）については、これを取消することはできない。

6) 学期途中に休学をした場合は、履修登録した全ての科目を取り消したものとみなし、GPA算出の対象としない。

(内規の改正)

この内規の改正は、教務委員会および大学運営会議の議を経て、学院運営会議の承認を得なければならない。

(附則)

1. この内規は、2004年4月1日から施行する。
2. この内規は、2005年4月1日から施行する。
3. この内規は、2006年4月1日から施行する。
4. この内規は、2007年4月1日から施行する。

5. この内規は、2008年4月1日から施行する。
6. この内規は、2010年4月1日から施行する。
7. この内規は、2011年4月1日から施行する。
8. この内規は、2012年4月1日から施行する。
9. この内規は、2013年4月1日から施行する。
10. この内規は、2014年4月1日から施行する。
11. この内規は、2015年4月1日から施行する。
12. この内規は、2016年4月1日から施行する。
13. この内規は、2017年4月1日から施行する。